度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	う。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靭化施策債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靭化施策債」という。）及び令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定したものに係る額並びに令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額
［２　略］	［２　略］

［２　略］

３　第一項の表第十三号から第二十六号までの規定によつて測定単位の数値を算定する場合において、当該年度の四月二日以後五月一日までの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつたため当該期間内において通学する学校又はその設置者に変更を生じた幼児、児童、生徒又は学生があるときは、当該幼児、児童、生徒又は学生の数は、当該年度の四月一日現在において通学していた学校を設置する若しくは当該学校の存する地方団体の数値とし、当該児童、生徒又は学生を有する学級及び学校の数並びに当該学校の教職員数は、児童数、生徒数又は学生数によつて関係地方団体に按分した数値（都道府県の端数処理については整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、市町村の端数処理については第四十九条第二項第八号から第十三号までの規定を準用する。）とする。

［４　略］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別
都道府県	［一～三　略］	［略］	［略］
	四　補正予算債償還費	［１　略］	［略］
			［(1)～(19)　略］
			(20)　令和五年度補正予算債
			ア　公共事業等（令和五年度一般会計の予備費の使用（令和六年一月二十六日閣議決定）及び令和五年度一般会計の予備費の使用（令和六年三月一日閣議決定）に係るものに限る。）に係る経
		２　平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正	

度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	う。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靭化施策債」という。）及び令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定したものに係る額並びに令和元年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額
［２　同上］	［２　同上］

［２　同上］

３　第一項の表第十三号から第二十七号までの規定によつて測定単位の数値を算定する場合において、当該年度の四月二日以後五月一日までの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつたため当該期間内において通学する学校又はその設置者に変更を生じた幼児、小学校就学前子ども、児童、生徒又は学生があるときは、当該幼児、小学校就学前子ども、児童、生徒又は学生の数は、当該年度の四月一日現在において通学していた学校を設置する若しくは当該学校の存する地方団体の数値とし、当該児童、生徒又は学生を有する学級及び学校の数並びに当該学校の教職員数は、児童数、生徒数又は学生数によつて関係地方団体に按分した数値（都道府県の端数処理については整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、市町村の端数処理については第四十九条第二項第七号から第十三号までの規定を準用する。）とする。

［４　同上］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別
都道府県	［一～三　同上］	［同上］	［同上］
	四　補正予算債償還費	［１　同上］	［同上］
			［新設］
			［(1)～(19)　同上］
		２　平成十六年度から令和四年度までの各年度において国の補正	